

社会体育施設における ドローン使用に関するガイドライン

令和8年7月

東松島市生涯学習課

1 ガイドラインの主旨

市内社会体育施設におけるドローン使用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、近年のドローンその他の無人航空機（以下「ドローン」という。）の利活用の広がりを背景として、ドローン操作の講習会や練習場所など、市内外の人が市内公共施設のうち、指定された社会体育施設を利用する場合に、航空法、東松島市行政財産の使用料徴収条例及び東松島市社会体育施設条例等の関係法令に基づき、適切な運用を行うために必要な事項を定めるものです。

ドローンは主に上空を飛行する物体であり、落下や衝突等による人、建築物の損傷の危険性を多く含んでいるものであることを踏まえ、対象施設を貸切り状態にして利用する等、多くの特別な条件の下で使用していただく必要があります。

社会体育施設の保全と利用者、来館者等への安全確保にご理解をいただき、ガイドラインを遵守した施設の利用をお願いいたします。

2 ガイドライン対象施設（対象区域）

- （１）東松島市社会体育施設条例に規定される体育館及び次に示す屋外運動施設
- （２）矢本運動公園多目的グラウンド、鷹来の森運動公園屋外運動場、鷹来の森運動公園多目的グラウンド、奥松島運動公園多目的グラウンド

※上記以外の社会体育施設は原則許可しない。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。また、上記施設のうち指定管理者が管理する施設については、本ガイドラインの利用許可条件に即したものであったとしても、利用の可否の判断については、当該施設の指定管理者が最終的に判断するものとする。

3 ドローン使用上のルール

- （１）ドローンの機体に関する条件（様式第１号で確認）

機体については、航空法等の関係法令に定められた基準を遵守するものであること。また、原則として、機体にはプロペラガードを装着したものとし、飛行させるドローンは、センサー等による衝突回避のための機能を有する機体とする。ただし１００ｇ未満の機体についてはその限りではない。

- （２）操縦者の技能等（様式第１号で確認）

- ①機体重量が１００ｇ未満の機体を使用する場合

- ・安全に配慮した飛行ができる。

- ②機体重量が１００ｇ以上の機体を使用する場合

- ・国土交通省航空局が定める「無人航空機操縦者技能証明」を受けている。
- ・ドローン講習会などで操作経験が浅い者が操作する場合、上記「無人航空機操縦者技能証明」を受けている操作指導者の立ち会いにより、安全に飛

行できるよう監視・助言等を指示できる状況であること。

(3) 安全対策に関する事項

- ①夜間飛行やイベント上空飛行、また比較的大規模に行われ、緊急時に周囲への影響が懸念される飛行等を実施するものは、当該社会体育施設の利用の範疇を超えるため許可しない。
- ②写真や動画を撮影する場合、被撮影者のプライバシーや肖像権等に配慮するとともに、被撮影者の同意等は申請者（撮影者）において責任をもって対応すること。
- ③総務省が公表した「『ドローン』による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン（平成27年9月）」に示されている注意事項に留意すること。
- ④飛行当日、操縦者がアルコールや薬物を摂取した状態及び体調不良など正常な操縦ができない状態での飛行は禁止する。

(4) 体育館での飛行条件

飛行を許可する飛行空間は、次の通りとする。

- ①施設の全面を貸し切って使用すること。
- ②墜落や衝突などにより床面など施設に損傷が生じないように、必要に応じて安全措置を講じること。
- ③操縦者は、常に飛行空間を認識し、飛行速度を抑え、墜落、人や物への衝突を回避するよう細心の注意を払い飛行させること。
- ④必要に応じて操縦者以外の監視者を置き、飛行範囲の監視や周辺状況の管理等を行うこと。

(5) 屋外運動施設（矢本運動公園多目的グラウンド、鷹来の森運動公園屋外運動場、鷹来の森運動公園多目的グラウンド、奥松島運動公園多目的グラウンド）の管理区域内での飛行条件

本市には「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）」第10条第1項の規定に該当する、航空自衛隊松島基を有しているため、当該施設の上空及びその周辺区域において小型無人機の飛行禁止や高さ制限等の規制があることに特に注意すること。

上記の件を踏まえ飛行を許可する条件は次の通りとする。

- ①航空自衛隊松島基地から周囲9km以内の区域については、飛行に関する制限がかかる可能性があるため、航空自衛隊松島基地第4航空団司令部防衛部防衛班及び防衛部運用班に、事前に実施内容について確認し許可を得ること。
- ②施設の全面を貸し切って使用すること。当該貸し切り施設の上空以外の空域を越えて飛行させないこと。

- ③操縦者は、常に飛行空間を認識し、飛行速度を抑え、墜落、人や物への衝突を回避するよう細心の注意を払い飛行させること。
- ④必要に応じて操縦者以外の監視者を置き、飛行範囲の監視や周辺状況の管理等を行うこと。
- ⑤駐車場での飛行は認めない。
- ⑥ドクターヘリ等の接近及び離着陸時、災害発災時等においては直ちにドローンの飛行を中止し、当該対応を最優先とすること。

4 賠償責任保険（損害保険）等への加入義務

ドローンの飛行・落下等による事故に対応するため、人や施設・物に対する賠償責任保険への加入を義務付ける。保険加入を確認するため保険証書の写しを提出すること。

5 事故及び重大インシデント発生時の対応

- （１）人命救助を最優先とし、状況に応じて速やかに対応すること。また、施設管理者へ報告すること。
- （２）警察、消防、国土交通省等への報告義務案件は速やかに報告すること。
- （３）施設や物（備品類）の損壊、紛失等については、原状回復を行うこと。
- （４）プライバシーの侵害、接触事故などドローン飛行に起因するトラブルへの対応について、届出者が責任をもって対応すること。市は一切の責任を負わない。

6 施設の利用とドローン使用に係る届出書の提出

- （１）施設予約・申込み方法

施設使用申請窓口を通じて、利用しようとする施設の空き状況を確認するとともに、利用内容に関する事前協議を施設管理者と行った上で、必要書類等を提出すること。

- （２）必要書類

- ①ドローン等の飛行に係る届出書（様式第１号）
- ②賠償責任保険等の保険証書の写し
- ③必要に応じて、国土交通大臣の許可・承認書、技能証明等の写し
- ④その他、市が必要とする書類

- （３）利用料金

東松島市社会体育施設使用料条例のとおりとし、利用区分は「その他の催しに利用する場合」とし、営利目的かどうかはその都度利用内容を確認して判断するものとする。なお、一例として、教室やスクール等の開催に伴い、受講料（開催

に係る必要経費を除いたもの) が高額なものや指導者等が給与、報酬または謝礼を得るものは営利目的と判断する。

7 ガイドラインに定めのない利用について

専門的かつ高度な技術を有する事業者等が、様々なドローンの機能向上、技術開発や実証試験等を目的とする場合など、本ガイドラインによらない利用を希望する場合は事前に個別協議の上、利用の可否を決定する。

8 ガイドラインの更新について

本ガイドラインは、施設の利用実態に応じて随時見直しを行う。施設を利用する際には、常に最新版ガイドラインを確認すること。

9 本ガイドラインに関する問合せ先

東松島市役所

〒981-0503 宮城県東松島市矢本字大溜 1 番地 1

<https://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp//>

【ガイドラインについて】

教育委員会教育部生涯学習課 スポーツ振興係

TEL0225-82-1111 FAX:82-82-6933

(様式第 1 号)

ドローン等の飛行に係る届出書

令和 年 月 日

1 届出者（施設利用申込書記載の申請者の事項を記入する）

氏 名

住 所

連絡先

私は、市内社会体育施設等においてドローンを飛行するにあたり、航空法、東松島市社会体育施設条例等関係法令、社会体育施設におけるドローン使用に関するガイドラインの内容を遵守して安全に飛行させることを届けます。

なお、当該飛行を原因として施設内で事故、重大インシデント等が発生した場合は、届出者が一切の責任を負うことを承諾します。

2 飛行の内容

(1) 飛行の目的

(2) 飛行の日時 令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分

(3) 使用する屋内屋外施設

3 ドローンの機体に関する確認事項（確認後チェック記入）

☐使用する機体は、航空法等に定められた基準を遵守している。

☐使用する機体が 1 0 0 g 以上の場合使用时までに国土交通省への機体の登録が完了している。

4 操縦者の技能等に関する確認事項（確認後チェック記入）

(1) 1 0 0 g 未満の機体を使用する場合

☐安全に配慮した飛行ができる。

(2) 1 0 0 g 以上の機体を使用する場合（確認後チェック記入）

☐国土交通省航空局が定める「無人航空機操縦者技能証明」を受けている。

☐ドローン講習会などで操作経験が浅い者が操作する場合、上記「無人航空機操縦者技能証明」を受けている操作指導者の指示等によって対応できる。

5 安全対策に関する確認事項（確認後チェック記入）

- ☐ 操縦者が体調不良、アルコールを摂取しているなど正常な状態ではない場合は、ドローンを操縦しない。

6 航空自衛隊松島基地への確認事項（確認後チェック記入）

- ☐ 屋外運動施設での飛行の場合、実施内容を事前に航空自衛隊松島基地の管理担当に相談し許可等を得ている。

7 必要な書類を添付（確認後チェック記入）

- ☐ 賠償責任保険等の保険証書の写し
☐ 技能証明等の写し（必要に応じて）
☐ 国土交通大臣の許可・承認書（必要に応じて）
承認が必要な飛行種類（具体的に ）